

令和元年6月13日
福祉保健局

生活保護法に基づく指定医療機関に対する行政処分の効力停止期間の終了により原処分の効力が改めて発生することについて

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第51条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき平成29年6月30日付29福保生保第247号において行った指定医療機関の取消処分（以下「原処分」という。）については、平成29年10月25日付29福保生保第703号において撤回していましたが、原処分の効力が停止されている期間が終了することに伴い、下記のとおり指定医療機関の指定の取消しの効力が改めて発生します。

記

1 対象指定医療機関

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 医療機関名称 | フロッギーズクリニック |
| (2) 医療機関所在地 | 東京都世田谷区野沢一丁目35番8号301号 |
| (3) 開設者及び管理者 | 池上 恭司（いけがみ きょうじ） |
| (4) 初回指定年月日 | 平成26年7月1日 |
| (5) 指定取消年月日 | 平成29年6月30日 |

2 原処分の効力が改めて発生する理由

法第51条第2項第1号に規定する指定医療機関の指定の取消事由である法第49条の2第2項第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）に該当するに至った、平成29年5月19日付けで健康保険法第80条第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号の規定に基づき保険医療機関の指定を取り消された処分について、行政事件訴訟法第25条第2項の規定に基づく平成29年9月4日付東京地方裁判所による決定により効力が停止されていた。

原処分の効力停止期間は、第1審判決後30日が経過するまでとされており、この度、令和元年5月14日に東京地方裁判所の判決が言渡され、令和元年6月13日にその期間が終了となるため、原処分の効力が改めて発生する。

(問合せ先)
東京都福祉保健局生活福祉部保護課
電話 03(5320)4065(直通)

(参考) 関係法令：生活保護法（昭和25年法律第144号）

(医療機関の指定)

第49条

厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2（略）

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき

二～三（略）

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消の処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五～八（略）

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3（略）

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の辞退及び取消し)

第51条（略）

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。

二～十（略）